

移動等円滑化取組報告書  
(乗合バス車両)

2021年 6月 29日

住 所 東京都目黒区東山三丁目8番1号

事業者名 東急バス株式会社

代表者名 取締役社長 古川 卓  
(役職名及び氏名)

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

## I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

## (1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

## ① 乗合バス車両を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる乗合バス車両	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
ノンステップバス	ノンステップバスを14台導入する。(2020年度)	計画通り実施。

## ② 乗合バス車両を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
設備を用いた情報の提供	車両に設置する次停留所名表示装置にて、音声のほか文字による車内案内を継続して実施する。	計画通り実施。

## ③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
リフト付きバスの利用方法の掲載	リフト付きバスを利用したことがない乗客のために、乗降方法をWEBサイトに掲載する。(2020年度)	計画通り実施。

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
車内における情報提供の拡充	バス車内インフォメーションを、ユニバーサルデザインによる情報案内、鉄道乗換駅案内、その他各種案内表示に対応するため、順次液晶式に代替を行う。(2018～2022年度)	2020年度は、62台代替。

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
乗務員教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新入社員に対し、車いすやベビーカー利用のお客さまに対する対応方法を含めた実技教習を実施する。</li> <li>・全乗務員に対し小集団活動等により「高齢者・障害者等の乗降時の安全確保」を議題とした実技教習を実施する。</li> <li>・乗務員向けの定期研修において接遇に関するマニュアル冊子を活用し、障がいのあるお客さまへの対応に関する教育を実施する。</li> </ul>	計画通り実施。

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての乗合バス車両の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
車内インフォメーション画面における広報・周知	車内インフォメーション画面にて、ヘルプマーク普及や座席を必要とされている方への席の譲り合いを呼び掛ける案内を実施する。	計画通り実施。

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者が多く且つ、設置可能な停留所において、ベンチ一体型の上屋を4基設置した。(2020年度)</li> <li>・東京都内のバス路線における車内インフォメーション画面に、ヘルプマーク普及を呼びかける案内表示を挿入しているが、神奈川県内の一部路線にも拡大した。(2020年度)</li> </ul>
---

(3) 報告書の公表方法

弊社ホームページにて公表する。

(4) その他

II 乗合バス車両の移動等円滑化の達成状況（東京運輸支局）

（2021年3月31日現在）

	総車 両数	公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数						公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両数						
		計	ノンステップ バスの車両数	ワンステップ バスの車両数	その他の車両数		計	基準適用除外認定車両数		その他の車両数				
					計	スロープ板 を備えたもの		リフトを備 えたもの	計	うちスロー プ板を備え たもの	うちリフト を備えたもの	計	うちスロー プ板を備え たもの	うちリフト を備えたもの
前年度車両数	434	430	430	0	0	0	0	4	4	0	4	0	0	0
年度内に供用を 開始した車両数	12	12	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
年度内に供用を 廃止した車両数	17	17	17	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
年度末車両数	429	425	425	0	0	0	0	4	4	0	4	0	0	0

III 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。	○
(2) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	

（第6号様式）

- 注1. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している車両の合計数を記入すること。
2. ノンステップバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているノンステップバス車両の合計数を記入すること。
  3. ワンステップバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているワンステップバス車両の合計数を記入すること。
  4. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数のうちその他の車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令に適合している車両のうち2及び3に該当しない車両の合計数のほか、公共交通移動等円滑化基準省令第37条第2項第2号の基準に適合するスロープ板その他の車椅子使用者の乗降を円滑にする設備について、スロープ板を備えたもの、リフトを備えたものの別にその車両数を記入すること。
  5. 基準適用除外認定車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第43条第1項の認定を受けている車両の合計数のほか、そのうちスロープ板を備えているものの車両数、リフトを備えているものの車両数を記入すること。
  6. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両数のうちその他の車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両のうち5に該当しない車両の合計数のほか、そのうちスロープ板を備えているものの車両数、リフトを備えているものの車両数を記入すること。
  7. IIIについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。
  8. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。
  9. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。

II 乗合バス車両の移動等円滑化の達成状況（神奈川県運輸支局）

（2021年3月31日現在）

	総車 両数	公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数						公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両数						
		計	ノンステップ バスの車両数	ワンステップ バスの車両数	その他の車両数			計	基準適用除外認定車両数			その他の車両数		
					計	スロープ板 を備えたもの	リフトを備 えたもの		計	うちスロー プ板を備え たもの	うちリフト を備えたもの	計	うちスロー プ板を備え たもの	うちリフト を備えたもの
前年度車両数	460	418	218	200	0	0	0	42	41	0	13	1	0	0
年度内に供用を 開始した車両数	6	4	4	0	0	0	0	2	2	0	0	0	0	0
年度内に供用を 廃止した車両数	14	10	9	1	0	0	0	4	4	0	3	0	0	0
年度末車両数	452	412	213	199	0	0	0	40	39	0	10	1	0	0

III 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。	○
(2) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	

（第6号様式）

- 注1. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している車両の合計数を記入すること。
2. ノンステップバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているノンステップバス車両の合計数を記入すること。
  3. ワンステップバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているワンステップバス車両の合計数を記入すること。
  4. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数のうちその他の車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令に適合している車両のうち2及び3に該当しない車両の合計数のほか、公共交通移動等円滑化基準省令第37条第2項第2号の基準に適合するスロープ板その他の車椅子使用者の乗降を円滑にする設備について、スロープ板を備えたもの、リフトを備えたものの別にその車両数を記入すること。
  5. 基準適用除外認定車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第43条第1項の認定を受けている車両の合計数のほか、そのうちスロープ板を備えているものの車両数、リフトを備えているものの車両数を記入すること。
  6. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両数のうちその他の車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両のうち5に該当しない車両の合計数のほか、そのうちスロープ板を備えているものの車両数、リフトを備えているものの車両数を記入すること。
  7. IIIについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。
  8. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。
  9. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。

移動等円滑化取組報告書  
(貸切バス車両)

2021年 6月 29日

住 所 東京都目黒区東山三丁目8番1号

事業者名 東急バス株式会社

代表者名 取締役社長 古川 卓  
(役職名及び氏名)

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

## I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

## (1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

## ① 貸切バス車両を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる 貸切バス車両	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の 実施状況
該当車両なし	企業や学校等の中で締結している年間契約の輸送が主たるものであり、契約者の輸送需要に応じた車両（ノンステップ車両やリフト付き車両）を使用しているため、対応方針は策定していない。	—

## ② 貸切バス車両を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の 実施状況
—	上記(1)①のため、計画なし。	—

## ③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の 実施状況
—	上記(1)①のため、計画なし。	—

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
—	上記(1)①のため、計画なし。	—

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
乗務員教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>乗務員に対し、定期研修時にバリアフリーへの取り組みに関する座学教育を実施する。</li> <li>接遇に関するマニュアル冊子を活用し、障がいのあるお客さまへの対応に関して、全ての乗務員に周知を図る。</li> </ul>	計画通り実施。

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての貸切バス車両の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
—	上記(1)①のため、計画なし。	—

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

上記(1)①のため、計画なし。
-----------------

(3) 報告書の公表方法

弊社ホームページにて公表する。
-----------------

(4) その他

上記(1)①のため、計画なし。
-----------------

移動等円滑化取組報告書  
(バスターミナル)

2021年 6月 29日

住 所 東京都目黒区東山三丁目8番1号

事業者名 東急バス株式会社

代表者名 取締役社長 古川 卓  
(役職名及び氏名)

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

## I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

## (1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

## ① バスターミナルを公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる バスターミナル	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施 状況
渋谷駅 (マークシティ)	より高い水準のバリアフリー化を目指すため、引き続き土地所有者の設備改修等にあわせて、着手可能な箇所から順次取り組みを進めていく。	次年度以降も、継続して協議する。

## ② バスターミナルを使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施 状況
設備を用いた情報提供	対象の停留所や待合室に設置するデジタルサイネージ、案内装置にて、発車時刻等の案内を継続して実施する。	計画通り実施。

## ③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施 状況
バリアフリー情報・施設案内の掲載	対象のバスターミナルをご利用されるお客さま向けとして、エレベーター・多機能トイレ等の情報をWEBサイトに順次掲載する。(2020年度)	空港連絡バスののりば案内ページに掲載した。

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施 状況
バリアフリー情報・施設案内の掲載	対象のバスターミナルをご利用されるお客さま向けとして、エレベーター・多機能トイレ等の情報をWEBサイトに順次掲載する。(2020年度)	空港連絡バスののりば案内ページに掲載した。

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施 状況
乗務員教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新入社員に対し、車いすやベビーカー利用のお客さまに対する対応方法を含めた実技教習を実施する。</li> <li>・全乗務員に対し小集団活動等により「高齢者・障害者等の乗降時の安全確保」を議題とした実技教習を実施する。</li> <li>・乗務員向けの定期研修において接遇に関するマニュアル冊子を活用し、障がいのあるお客さまへの対応に関する教育を実施する。</li> </ul>	計画通り実施。

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についてのバスターミナルの利用者に対する広報活動及び啓発活動

対策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施 状況
旅客施設における適切な案内・表示	対象のバスターミナルに設置する案内板により、視覚的にわかりやすく施設情報を利用者へ周知する。 渋谷駅(マークシティ)では、音声による発車時刻等の案内を継続して実施する。	計画通り実施。

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

利用者より対象となるバスターミナルに関する意見を頂いた場合、社内で共有するとともに、ターミナルを利用する他事業者にも共有を図り、取組の改善に活用した。

(3) 報告書の公表方法

弊社ホームページにて公表する。

(4) その他

--